

各私立幼稚園設置者 様
各私立認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和 7 年度大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る
事業計画書等の提出について（通知）

標記について、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象

本補助金に係る事業の募集において、下記事業を実施し補助金を活用する意向がある旨を回答した園

- ・ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）
- ・ 認定こども園等の業務体制への支援（認定こども園等への円滑な移行のための準備支援）
- ・ 認定こども園等の業務体制への支援（補助員等の配置による園務の平準化支援）
- ・ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援
- ・ 教育の質の向上のための ICT 化支援事業

2. 提出資料

- ・ 事業計画書
- ・ 事業計画内訳書（別紙 1～5 のうち、該当する事業に係る様式のみ記入すること）
- ・ **【緊急環境整備・ICT 申請園】**
購入予定品等の詳細が分かる書類（金額や物品の詳細について記載があるもの）
例）見積書・購入予定品のカタログの写しなど ※現時点では未契約で可

3. 提出方法及び期限

電子・紙媒体の両方の提出をお願いします。

方 法 ※両方による提出が必要です		期 限
電子 (Excel 様式)	インターネット申請 (↑Ctrl キーを押しながらクリック)	令和 7 年 7 月 31 日（木曜日） 17 時 00 分
紙	以下宛先へ郵送 〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階 大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 宛	令和 7 年 7 月 31 日（木曜日） 当課必着

4. 今後の予定

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。

事業計画の提出	内示額の通知 (R7.9以降)	交付申請の提出 (未定)	交付決定通知 (未定)	実績報告の提出 (R7.3以降)	額の確定通知・支払い (R8.5)
各園（設置者）	府	各園（設置者）	府	各園（設置者）	府

5. 留意事項

- ・事業計画書及び事業計画内訳書のご提出をもって、本補助金の交付決定を行うものではありません。
- ・今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。
- ・事業計画及び事業計画内訳書については、必ず、各園(法人)において年間の計画を精査した上でご提出ください。記載のない事業や経費については、今後追加で計上することはできません。
- ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備にて消耗品が対象外となったり、一部のメニューで単価が変わったりしているなど昨年度から変更となっている点があります。ご提出にあたっては、本通知を含む補助金に係るこれまでの通知文（留意点・FAQ等を含む）を必ず確認してください。
- ・購入予定品等の詳細が分かる書類以外の各根拠資料については、今回の事業計画時点では提出不要です。提出いただいた場合は、当課において処分いたしますので、あらかじめご了承ください。
- ・今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等のメールは、意向確認の回答(インターネット申込み)時にご入力いただいたメールアドレスあてに送信します。ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・本募集に関するお問い合わせ等については下記担当までメールにてご連絡ください。

【担当】

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ 遊津、國村
メール：shigakudai gaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp